

地域密着型サービス事業者指定に係る手続きの流れ

【若桜町町民福祉課】

1. はじめに

介護保険の事業者として指定を受けるにあたり、介護保険法その他、厚生労働省令で定める基準及び町条例で定める基準を必ずご確認ください。

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)
- ・若桜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
(平成25年若桜町条例第1号)

2. 事業所開設までの流れ

手続き	期日	令和3年10月指定の場合
①事前相談	随時	随時
②事前協議 受付 審査等 結果通知	指定希望日の5か月前の末日まで 受付後随時 概ね3か月	令和3年5月末日まで 受付後随時 令和3年8月中旬頃
②指定申請 受付 審査等 指定	指定希望日の前々月の末日まで 受付後随時 概ね2か月 各月1日付	令和3年8月末日まで 受付後随時 令和3年10月1日付

※1 受付期日が役場閉庁日となる場合は、翌開庁日を受付期日とします。

※2 老人福祉法に係る届出及び業務管理体制に関する届出が別途必要です。指定申請と同時期に届出をしてください。

3. 事前協議について

【受付】

- ・指定手続きを円滑に進めるため、また、指定事業者の基準等を満たした適正な運営を確保するため、事前協議を行います。
- ・事前協議書類については別紙「事前協議申込書類一覧表」をご確認いただき、指定希望日の5ヶ月前の末日までにご提出ください。

【審査・結果通知】

- ・事前協議書類受付後、書類審査を行います。 ※必要に応じて修正を依頼する場合があります。
- ・審査後、書面にて結果を通知します。

4. 指定申請について

【受付】

- ・事前協議結果通知を受けた月の翌々月から6月の範囲内の各月1日を指定日とします。
- ・事前協議書類については別紙をご確認いただき、指定希望日の前々月の末日までにご提出ください。

【審査・指定】

- ・事前協議書類受付後、書類審査を行います。 ※必要に応じて修正を依頼する場合があります。
- ・審査後、書面にて通知します。